

令和4年度「住生活月間」実施要綱

1. 目的

この月間は、官民協力の下、広報活動や各種行事などを通じて、国民に住宅、住環境、住まい方等について考える機会を広く提供し、もって国民の住意識の向上を図り、豊かな住生活の実現に資することを目的とする。

2. 期間

令和4年10月1日（土）から10月31日（月）まで

3. 主催

国土交通省、地方公共団体、住生活月間実行委員会

4. 後援（予定）

内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、林野庁、経済産業省、環境省、日本放送協会、（一社）日本新聞協会、（一社）日本民間放送連盟

5. 実施内容

住生活月間中に次に掲げる行事、活動等を積極的に行い、豊かな住生活の実現に向けて国民の住意識の向上を図ることとする。

※新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、取り組みの実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、新型コロナウイルス感染防止策を講じることとする。また、以下の内容については、新型コロナウイルス感染症の状況並びに政府の方針等に基づき今後変更する可能性があることを申し添える。

（1）中央行事の実施

- ・住生活月間記念式典
（第34回「住生活月間」及び第34回「住生活月間中央イベント」の合同記念式典として開催）
- ・住生活関係功労者の表彰
- ・住生活月間中央イベントの開催
- ・住教育の推進
- ・シンポジウムの開催 等

（2）住生活月間実行委員会会員団体による関連行事の実施

各会員団体によるセミナー、シンポジウム等の行事や広報活動の実施

（3）地方における関連行事の実施

地域の特色を生かしたシンポジウム、講演会、住生活フェア等の行事の実施

（4）広報活動の推進

新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得るとともに、パンフレット、ポスター、シンボルマーク等を活用し、国民に住生活月間の趣旨を広報する。